

事 務 連 絡  
平成20年 8 月 28日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(ベトナム産水産食品)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、国内において、赤痢菌による食中毒が複数件発生し、共通食材がベトナムの同一の業者が輸出した冷凍イカであることが判明したことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

製造又は輸出者名：EASTERN SEA CO., LTD.

住 所：1719A 30/4 ST-VUNG TAU CITY, VIETNAM